令和３年６月 22 日
国　　税　　庁

「財産評価基本通達」の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

「財産評価基本通達」の一部改正（案）については、令和３年４月 20 日から令和３年５月 19 日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、１通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりであり、原案からの修正はありません。

１　御意見の提出状況

○　インターネットによるもの	１通
○　ＦＡＸによるもの	０通
○　郵便等によるもの	０通
合　　計	１通

２　御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

（別紙参照）

（別紙）

番号	御　意　見　の　概　要	御意見に対する国税庁の考え方
1	適用時期について、遡及適用により相続人等に不利益をもたらさないよう、慎重に決定されたい。	今般の財産評価基本通達の改正は、相続税法の時価主義の下、社会経済情勢の変化等を踏まえ、より実態に即した評価となるよう見直しを行うものであり、その適用時期については、土地等の資産の評価額を暦年で改定していることとの整合性等から、「令和３年１月１日以後」としています。